

都道府県赤字削減・解消計画書

(令和8年度から令和10年度まで3ヶ年計画)

都道府県名
鹿児島県

赤字削減・解消のための都道府県の基本方針 (都道府県の国民健康保険運営方針を転記することも可)	赤字削減・解消のための具体的取組内容 (市町村の取組を総括して記載することも可)
【R6.3月鹿児島県国民健康保険運営方針 抜粋】 ・国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険が一会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則として、必要な支出を保険料(税)や国庫負担金などにより賄うことにより、国保特別会計において収支が均衡していることが重要である。 ・このため、市町村における決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入や繰上充用については、計画的・段階的に解消を図るとともに、新たに発生させないことを共通認識とする。	【R6.3月鹿児島県国民健康保険運営方針 抜粋】 ・解消・削減すべき赤字が発生した市町村であって、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村は、赤字解消の目標年次、赤字解消のための計画的・段階的な保険料(税)率の引上げ等を含めた取組に係る健全化計画を策定したところであり、当該計画に基づき取組を進め、令和10年度までに解消する。 ・新たに解消・削減すべき赤字が発生した市町村であって、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村は、赤字発生年度の翌年度中に、赤字の要因を分析し、県と協議を行った上で、赤字削減・解消のための基本方針、実効的・具体的な取組内容(保険料率の改定、医療費適正化、収納率向上対策の取組等)、赤字解消の目標年次及び年次毎の計画(赤字の削減予定額、削減予定率)を定めた健全化計画を策定し、計画的に取組を進める。 ・赤字の解消又は削減については、国民健康保険が一会計年度を収支として行う短期保険であることに鑑み、原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることとするが、被保険者の保険料(税)負担の急変を踏まえ、単年度での赤字の解消が困難な場合は、令和10年度までの期間を目標年次とする計画を策定する。 ・市町村が健全化計画を策定するに当たっては、市町村国保運営協議会等の意見等を踏まえた上で、実効性のある計画となるよう留意するとともに、目標年次までに各市町村の保険料(税)率を各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料(税)率に近づけていくこと、又は一定期間標準的な保険料(税)率を超える保険料(税)率を設定することで、単年度の赤字を解消する計画を立てる必要がある。 ・県は、市町村が行う健全化計画策定に当たり、随時、技術的助言を行うとともに、市町村から報告を受けた計画のうち目標年次や主な取組、赤字の要因分析、法定外繰入額等について、運営方針に基づきこれをとりまとめ別途公表する。

保険者名 (市町村)	赤字額	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	市町村の主な取組内容		
		年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			
垂水市	26,000千円	赤字削減予定額(率)	2,000千円 7.7%	18,000千円 69.2%	6,000千円 23.1%	保険料率の向上のため、税務課管理収納係と連携し、財産調査による差押えの実施など、更なる収納強化を図る。 国民健康保険事業運営の安定化に努め、保険者努力支援制度分、県繰入金分、特定健康診査等負担金分等の特別交付金等を確保する。 また、一人当たり医療費が県内で高い医療費水準を継続していることから、特定健診受診率の向上や、生活習慣病の重症化予防の取組、レセプト点検事業等の医療費適正化対策を充実させる。 令和10年度を赤字削減目標年度とし、毎年度収支状況を検証しながら随時計画の見直しを行う。令和8年度は徴収率の向上に努める。令和9年度は国保事業費納付金が、二次医療圏ごとの医療費指数で算定され、減額されることが見込まれるため、赤字削減に繋がると考える。 令和10年度の納付金算定の結果赤字となる場合は、令和9年度中に、被保険者に急激な負担増が生じないよう実施可能な税率改定を検討する。		
十島村	8,000千円	赤字削減予定額(率)	2,000千円 25.0%	3,000千円 37.5%	3,000千円 37.5%			
県計	34,000千円	赤字削減予定額(率)	4,000千円 11.8%	21,000千円 61.7%	9,000千円 26.5%			

上記のとおり赤字削減・解消計画書を提出します。
 令和8年4月30日

鹿児島県

鹿児島県知事 塩田 康一